

平成25年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容																							
1	<p data-bbox="357 533 1353 568">三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(制定)</p> <hr/> <p data-bbox="357 658 485 694">1 趣旨</p> <p data-bbox="389 698 1353 860">地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする事とした。</p> <p data-bbox="357 864 676 900">2 任期を定めた採用</p> <table border="1" data-bbox="418 904 1331 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 904 625 940">区分</th> <th data-bbox="625 904 1161 940">要件</th> <th data-bbox="1161 904 1331 940">採用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 945 625 1196">(1) 任期付職員(専門的知識等)</td> <td data-bbox="625 945 1161 1196"> <p data-bbox="641 949 1145 1070">ア 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要(特定任期付職員)</p> <p data-bbox="641 1075 1145 1196">イ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要(一般任期付職員)</p> </td> <td data-bbox="1161 945 1331 1196">選考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1200 625 1361">(2) 任期付職員(業務量との関連)</td> <td data-bbox="625 1200 1161 1361"> <p data-bbox="641 1205 1145 1276">ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事</p> <p data-bbox="641 1281 1145 1361">イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事</p> </td> <td data-bbox="1161 1200 1331 1361">競争試験又は選考</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="357 1366 708 1402">3 任期の特例及び更新</p> <p data-bbox="389 1406 1353 1527">(1) 2(2)の任期付職員の任期は、やむを得ない事情等により必要がある場合には、5年(原則3年)まで延長することができる事とした。</p> <p data-bbox="389 1532 1353 1653">(2) 任命権者は、2の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない事とした。</p> <p data-bbox="357 1657 676 1693">4 給与に関する特例</p> <p data-bbox="389 1697 1267 1733">(1) 特定任期付職員には、次の給料表を適用することとした。</p> <table border="1" data-bbox="453 1738 817 2038"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1738 568 1774">号給</th> <th data-bbox="568 1738 817 1774">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1778 568 1814">1</td> <td data-bbox="568 1778 817 1814">377,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1818 568 1854">2</td> <td data-bbox="568 1818 817 1854">424,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1859 568 1895">3</td> <td data-bbox="568 1859 817 1895">475,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1899 568 1935">4</td> <td data-bbox="568 1899 817 1935">542,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1939 568 1975">5</td> <td data-bbox="568 1939 817 1975">618,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1980 568 2016">6</td> <td data-bbox="568 1980 817 2016">703,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	採用方法	(1) 任期付職員(専門的知識等)	<p data-bbox="641 949 1145 1070">ア 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要(特定任期付職員)</p> <p data-bbox="641 1075 1145 1196">イ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要(一般任期付職員)</p>	選考	(2) 任期付職員(業務量との関連)	<p data-bbox="641 1205 1145 1276">ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事</p> <p data-bbox="641 1281 1145 1361">イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事</p>	競争試験又は選考	号給	給料月額	1	377,200円	2	424,900円	3	475,700円	4	542,400円	5	618,100円	6	703,700円
区分	要件	採用方法																						
(1) 任期付職員(専門的知識等)	<p data-bbox="641 949 1145 1070">ア 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要(特定任期付職員)</p> <p data-bbox="641 1075 1145 1196">イ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要(一般任期付職員)</p>	選考																						
(2) 任期付職員(業務量との関連)	<p data-bbox="641 1205 1145 1276">ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事</p> <p data-bbox="641 1281 1145 1361">イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事</p>	競争試験又は選考																						
号給	給料月額																							
1	377,200円																							
2	424,900円																							
3	475,700円																							
4	542,400円																							
5	618,100円																							
6	703,700円																							

	<p>(2) 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとした。</p> <p>(3) その他特定任期付職員に対する三鷹市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定の適用についての読替規定等を定めることとした。</p> <p>5 給与条例の適用除外 給料表、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び勤勉手当の規定は、特定任期付職員には適用しないこととした。</p> <p>6 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市職員の給与に関する条例の一部改正 任期付職員の採用に伴う所要の改正を行うこととした。</p>
2	<p>三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例（制定）</p> <hr/> <p>1 趣旨 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の規定に基づき、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする事とした。</p> <p>2 所掌事務 対策本部は、三鷹市（以下「市」という。）の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとした。</p> <p>3 組織</p> <p>(1) 本部長（市長）は、対策本部の事務を総括することとした。</p> <p>(2) 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理することとした。</p> <p>(3) 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事することとした。</p> <p>(4) 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとし、市の職員のうちから市長が任命することとした。</p>

	<p>4 会議</p> <p>(1) 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することとした。</p> <p>(2) 本部長は、法の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができることとした。</p> <p>5 本部長の権限</p> <p>本部長は、法の規定に基づき、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うとともに、関係機関に対し、必要な情報の提供等を求めることができることとした。</p> <p>6 部</p> <p>(1) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。</p> <p>(2) 部に属すべき本部員は、本部長が指名することとした。</p> <p>(3) 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たることとした。</p> <p>(4) 部長は、部の事務を掌理することとした。</p> <p>7 委任</p> <p>この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定めることとした。</p> <p>8 施行期日</p> <p>法の施行の日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（制定）</p> <hr/> <p>1 趣旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下この概要において「地域主権改革一括法」という。）等による介護保険法の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準等を定めるものとする事とした。</p> <p>2 指定地域密着型サービスの事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等</p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下とすることとした。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業を行う申請者は法人とすることとした。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、介護保険法の規定に基づき条</p>

	<p>例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービスの事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業を行う申請者は法人とすることとした。</p> <p>(2) (1)に定めるもののほか、介護保険法の規定に基づき条例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 省令改正への対応 2(3)及び3(2)の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の可否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとする。</p>
<p>4</p>	<p>三鷹市工場立地法に基づく緑地面積率等を定める地域準則条例(制定)</p> <hr/> <p>1 趣旨 地域主権改革一括法による工場立地法の一部改正に伴い、法準則に代えて適用すべき準則(以下「市準則」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 対象区域 市準則の対象区域は、準工業地域、工業地域及び特別用途地区(特別都市型産業等育成地区及び特別住工共生地区に限る。)とする。</p> <p>3 緑地面積等の敷地面積に対する割合 緑地面積等の敷地面積に対する割合は、東京都の基準に準じて、次に掲げる割合とする。</p> <p>(1) 対象区域に存する特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)は、100分の15以上の割合とする。</p> <p>(2) 対象区域に存する特定工場の緑地及び緑地以外の環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、100分の20以上の割合とする。</p> <p>4 建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。</p>

	<p>5 その他 定義、敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にまたがる場合の適用等について、規定を設けることとした。</p> <p>6 施行期日等 (1) 施行期日 平成25年4月1日 (2) 経過措置 昭和49年6月28日以前から設置されている特定工場において生産施設の面積の変更が行われるときの経過措置を定めることとした。</p>						
5	<p>三鷹市道における道路構造及び道路標識等に関する条例（制定）</p> <hr/> <p>1 趣旨 地域主権改革一括法による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準等を定めるものとする事とした。</p> <p>2 道路構造の一般的技術的基準 次に掲げる事項及び規則で定めるもののほか、道路構造の一般的技術的基準は、政令で定める基準によることとした。</p> <p>(1) 停車帯を設ける第4種の2車線道路の設計基準交通量は、次のとおりとする事とした。</p> <table border="1" data-bbox="454 1420 911 1550"> <tr> <td>第1級</td> <td>22,000台/日</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>21,000台/日</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>21,000台/日</td> </tr> </table> <p>(2) 停車帯の幅員は、沿道の停車の需要等を勘案して、1.5mまで縮小できることとした。</p> <p>(3) 歩道等にベンチを設ける場合の幅員については、1mを標準として必要な値を加えること等とした。</p> <p>(4) 道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況等を勘案した構造とするものとする事とした。</p> <p>(5) 歩道等には、原則として1%を標準として横断勾配を付するものとする事とした。</p> <p>(6) 第4種第4級の道路に沿道の土地利用及び自動車の交通の状況に応じ待避所を設けることができることとした。</p>	第1級	22,000台/日	第2級	21,000台/日	第3級	21,000台/日
第1級	22,000台/日						
第2級	21,000台/日						
第3級	21,000台/日						

	<p>3 移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準 移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準は、規則で定めるもののほか国土交通省令で定める基準によることとした。</p> <p>4 道路標識の寸法 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、規則で定めるもののほか内閣府令・国土交通省令で定めるところによることとした。</p> <p>5 自転車駐車場の利用に関する標識 道路に附属する自転車駐車場の利用に関する標識について必要な事項は、規則で定めることとした。</p> <p>6 施行期日等 (1) 施行期日 平成25年4月1日 (2) 政省令改正への対応 2から4までの規定において引用する関係政省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとすることとした。</p>
<p>6</p>	<p>三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 基金の処分対象の見直し 平和事業に必要な財源に充てるため処分することができる対象に基金の運用から生じる収益金のほかに基金の元本を加えることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

7	<p>三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 報酬月額の新設 政策法務の充実・強化を一層図るため、顧問弁護士の報酬月額を改めるとともに、区分を新たに設けることとした。</p> <table border="1" data-bbox="416 600 1107 685"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧問弁護士</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 別表の規定の整備 次のとおり区分を新たに設けることとした。</p> <table border="1" data-bbox="416 768 1348 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校医</td> <td>精神科以外</td> <td>担任する1校につき</td> <td>57,200円以内</td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td></td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校歯科医</td> <td>担任する1校につき</td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校薬剤師</td> <td>担任する1校につき</td> <td>26,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>	職名	報酬月額	顧問弁護士	150,000円	職名		報酬月額		学校医	精神科以外	担任する1校につき	57,200円以内	精神科		47,000円	学校歯科医		担任する1校につき	47,000円	学校薬剤師		担任する1校につき	26,500円
職名	報酬月額																							
顧問弁護士	150,000円																							
職名		報酬月額																						
学校医	精神科以外	担任する1校につき	57,200円以内																					
	精神科		47,000円																					
学校歯科医		担任する1校につき	47,000円																					
学校薬剤師		担任する1校につき	26,500円																					
8	<p>三鷹市国際交流基金条例及び三鷹市文化基金条例を廃止する条例</p> <hr/> <p>1 条例の廃止 三鷹市国際交流基金条例及び三鷹市文化基金条例を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>																							
9	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例 平成24年度税制改正において導入された地域決定型地方税制特例措置として、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が三鷹市下水道条例の規定に基づき新たに設置した除害施設に係る固定資産税（償却資産）の課税標準について、その特例割合を4分の3とすることとした。</p> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>																							

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料を徴収する事務の追加

- (1) 地域主権改革一括法による社会福祉法の一部改正により、主たる事務所が市内にある社会福祉法人であって、その行う事業が市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁が市とされることに伴い、社会福祉法人の理事の在任証明及び税額控除に係る証明事務について、手数料（1件400円）を定めることとした。
- (2) 境界確定図等管理システムの稼働により、道路境界確定図等の写しを交付することに伴い、当該交付事務について、手数料（1通300円）を定めることとした。
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行により、低炭素建築物の普及促進のための措置として認定制度が新設されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定（変更認定）事務について、建築物の種類、総戸数・床面積等に応じ、手数料（1件4,700円～2,000,000円（変更認定1件3,300円～1,123,000円））を定めることとした。

2 別表の規定の整備

現在、「その他市長が指定する公簿、公文書又は図面（20の項において「公簿等」という。）の謄本、抄本又は写しの交付」又は「その他市長が指定する事項に関する証明」として手数料を徴収している事務について、区分を新たに設けることとした。

事務	単位	金額
道路に関する証明	1件	300円
建築計画概要書等の写しの交付	1通	300円
道路位置（指定・指定変更・指定取消（廃止）） 原図の写しの交付	1通	300円
建築物等確認台帳記載事項に関する証明	1件	300円
長期優良住宅建築等計画台帳記載事項に関する証明	1件	300円
下水道台帳平面図の写しの交付	1通	300円

3 施行期日

1 (1)は平成25年4月1日、1 (2)は同年7月1日、1 (3)及び2は公布の日

11	<p>三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 児童遊園の廃止</p> <table border="1" data-bbox="416 472 1329 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 472 815 517">名称</th> <th data-bbox="815 472 1329 517">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 517 815 573">上連雀通北児童遊園</td> <td data-bbox="815 517 1329 573">三鷹市上連雀五丁目31番15号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 公布の日</p>	名称	所在地	上連雀通北児童遊園	三鷹市上連雀五丁目31番15号
名称	所在地				
上連雀通北児童遊園	三鷹市上連雀五丁目31番15号				
12	<p>三鷹市福祉住宅条例及び三鷹市営住宅条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 趣旨 地域主権改革一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準を定めることとした。</p> <p>2 入居収入基準 (1) 市営住宅に入居できる者の収入基準を次のとおり定めること（現行の基準額と同額）とした。</p> <table border="1" data-bbox="416 1160 1348 1328"> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1160 1082 1283">ア 60歳以上の高齢者、身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1・2級）、戦傷病者・原爆被害者等（裁量階層）</td> <td data-bbox="1082 1160 1348 1283">214,000円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1283 1082 1328">イ ア以外の者（本来階層）</td> <td data-bbox="1082 1283 1348 1328">158,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 福祉住宅に入居できる者の収入基準を214,000円以内（現行の基準額と同額）とすることとした。</p> <p>3 整備基準 福祉住宅及び市営住宅の整備基準は、国土交通省令で定める基準によることとした。</p> <p>4 その他規定を整備することとした。</p> <p>5 施行期日等 (1) 施行期日 平成25年4月1日 (2) 省令改正への対応 3の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとする事とした。</p>	ア 60歳以上の高齢者、身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1・2級）、戦傷病者・原爆被害者等（裁量階層）	214,000円以内	イ ア以外の者（本来階層）	158,000円以内
ア 60歳以上の高齢者、身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1・2級）、戦傷病者・原爆被害者等（裁量階層）	214,000円以内				
イ ア以外の者（本来階層）	158,000円以内				

13	<p>三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 三鷹市立南浦西保育園の位置の変更 三鷹市立南浦西保育園の位置を三鷹市下連雀七丁目2番1号（現行三鷹市下連雀七丁目2番8—101号）とすることとした。</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p>
14	<p>障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 障害者自立支援法の一部改正に伴う用語の整理 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正され、題名等の改正が行われたことに伴い、次の条例中の引用法律名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(2) 三鷹市障がい程度区分判定等審査会の委員の定数を定める条例</p> <p>(3) 三鷹市国民健康保険条例</p> <p>(4) 三鷹市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

1 占用料の改定

東京都の特別区単価に準じて、次のとおり電柱、電話柱等に係る占用料を改めるほか、水管、下水道管等を除く施設・物件等に係る占用料を改めることとした。

占用物件		現行	改定後
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,630円	4,400円
	第2種電柱	2,540円	6,800円
	第3種電柱	3,440円	9,400円
	第1種電話柱	930円	3,250円
	第2種電話柱	1,500円	5,250円
	第3種電話柱	2,080円	7,240円
	その他の柱類	140円	300円
	共架電線その他上空に設ける線類	20円	40円
	地下電線その他地下に設ける線類	10円	20円
	路上に設ける変圧器	1,400円	3,000円
	地下に設ける変圧器	960円	2,000円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	2,580円	6,200円
	広告塔	8,800円	17,700円
	その他のもの	2,730円	6,200円

※単位 柱類 1本につき1年

線類 長さ1mにつき1年

変圧器 1個又は占用面積1㎡につき1年

変圧塔等及び公衆電話所 1個につき1年

広告塔その他 表示又は占用面積1㎡につき1年

(本件改定にあわせて、現行の減免規定を活用して、電柱等に市が設置する街路灯等を添加している場合に占用料を減免することとした。)

2 その他規定を整備することとした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

1及び3(2)は平成25年10月1日(以下「施行日」という。)、2は同年4月1日

(2) 経過措置

	<p>施行日から平成26年3月31日までの間、経過措置を設けることとした。</p>
16	<p>三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 壁面の位置の制限の特例 三鷹都市計画地区計画 大沢三丁目環境緑地整備地区地区計画の区域拡大に伴い、同地区地区整備計画区域について、三鷹市建築基準法施行細則に規定する角敷地のうち、緑地の確保等のため市長がやむを得ないと認める場合は、一面の道路境界線（都市計画道路の計画線を除く。以下同じ。）（隅切りを含む。）までの距離は、0.5m以上（現行原則1m以上）とすることとした。ただし、現に存する建築物で道路境界線までの距離が1m以上の敷地は除くこととした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
17	<p>三鷹市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 趣旨 地域主権改革一括法による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準を定めることとした。</p> <p>2 都市公園の設置基準 市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は5㎡以上とするほか、都市公園の設置基準は、政令で定める基準によることとした。</p> <p>3 公園施設の設置基準 公園施設の設置基準は、法令で定める基準によることとした。</p> <p>4 移動等の円滑化の基準 特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該公園施設を、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に関し、規則で定めるもののほか国土交通省令で定める基準に適合させなければならないこととした。</p> <p>5 その他規定を整備することとした。</p>

	<p>6 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 法令改正への対応 2から4までの規定において引用する関係法令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとする こととした。</p>									
18	<p>三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 有料自転車等駐車場の新設 次のとおり有料自転車等駐車場を新設することとした。</p> <table border="1" data-bbox="416 960 1329 1048"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しろがね第2駐輪場</td> <td>三鷹市下連雀三丁目28番9号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 有料自転車等駐車場の名称変更</p> <table border="1" data-bbox="416 1093 1329 1180"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら通り第3駐輪場</td> <td>しろがね第1駐輪場</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年6月1日。ただし、3(2)は公布の日</p> <p>(2) 準備行為 新設する有料自転車等駐車場の利用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p>	名称	位置	しろがね第2駐輪場	三鷹市下連雀三丁目28番9号	現行	変更後	さくら通り第3駐輪場	しろがね第1駐輪場	
名称	位置									
しろがね第2駐輪場	三鷹市下連雀三丁目28番9号									
現行	変更後									
さくら通り第3駐輪場	しろがね第1駐輪場									
19	<p>しろがね第2駐輪場の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>しろがね第2駐輪場の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="397 1778 1337 2002"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しろがね第2駐輪場</td> <td>三鷹市下連雀三丁目38番4号</td> <td>平成25年6月1日から平成30年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>三鷹市下連雀三丁目28番9号</td> <td>株式会社まちづくり三鷹</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	指定管理者	指定の期間	しろがね第2駐輪場	三鷹市下連雀三丁目38番4号	平成25年6月1日から平成30年3月31日まで	三鷹市下連雀三丁目28番9号	株式会社まちづくり三鷹	
施設	指定管理者	指定の期間								
しろがね第2駐輪場	三鷹市下連雀三丁目38番4号	平成25年6月1日から平成30年3月31日まで								
三鷹市下連雀三丁目28番9号	株式会社まちづくり三鷹									

20	市道路線の認定及び変更について																					
	<p>1 認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第843号線</td> <td>三鷹市新川六丁目</td> <td>36m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第523号線</td> <td>三鷹市北野二丁目</td> <td>168m→ 190m</td> </tr> <tr> <td>市道第768号線</td> <td>三鷹市中原三丁目</td> <td>66m→ 116m</td> </tr> <tr> <td>市道第784号線</td> <td>三鷹市下連雀九丁目</td> <td>152m→ 176m</td> </tr> <tr> <td>市道第800号線</td> <td>三鷹市大沢五丁目</td> <td>900m→1,562m</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	場所	延長	市道第843号線	三鷹市新川六丁目	36m	路線名	場所	延長	市道第523号線	三鷹市北野二丁目	168m→ 190m	市道第768号線	三鷹市中原三丁目	66m→ 116m	市道第784号線	三鷹市下連雀九丁目	152m→ 176m	市道第800号線
路線名	場所	延長																				
市道第843号線	三鷹市新川六丁目	36m																				
路線名	場所	延長																				
市道第523号線	三鷹市北野二丁目	168m→ 190m																				
市道第768号線	三鷹市中原三丁目	66m→ 116m																				
市道第784号線	三鷹市下連雀九丁目	152m→ 176m																				
市道第800号線	三鷹市大沢五丁目	900m→1,562m																				
21	平成24年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）		別紙のとおり																			
22	平成24年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）																					
23	平成25年度三鷹市一般会計予算																					
24	平成25年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算																					
25	平成25年度三鷹市下水道事業特別会計予算																					
26	平成25年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算																					
27	平成25年度三鷹市介護保険事業特別会計予算																					
28	平成25年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算																					

○ 特記事項

- (1) 三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- (2) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例